

令和7年度から新たに

「もの忘れ予防検診」を実施します

認知症の疑いを早期に発見する「もの忘れ予防検診」を実施します。認知症は誰でもかかる可能性のある脳の病気で、早期診断と早期対応が非常に大切です。

対象の方には、7月下旬に「もの忘れ予防検診受診票」を送付します。

受診期間

8月1日～令和8年1月31日

場 区内実施医療機関

◎詳しくは、検診案内に同封されている実施医療機関名簿をご覧ください。

対 令和8年3月31日時点で65歳・70歳・75歳の区内

在住者で、認知症の診断を受けたことがない方

内 認知機能などに関する問診・検査

費 無料（精密検査および検診内容以外の検査は受診者負担）

◎本検診は、認知症の確定診断をするものではありません。

◎6月1日以降に転入された方、または対象の方で8月上旬までに受診票が届かない場合は、申し込みフォームまたは電話で問へ。

問 介護保険課地域支援係

☎(3546)5649・5381



申し込み
フォーム



詳しくは
区問へ

ひとり親家庭などの各種サービスのご案内

ひとり親家庭などの皆さんを対象に、さまざまな手当の支給やサービスなどの提供を行っています（別表のとおり）。

各種手当やサービスなどには、所得と年齢による制限などがあります。詳しくは問をご覧ください。各問へお問い合わせください。

別表

事業	対象	内容	問い合わせ先
児童扶養手当	18歳に達した後の3月31日（児童が中度以上の障害を有する場合は20歳未満）までの児童を養育している方	児童1人 月額46,690～11,010円 児童2人目 月額11,030～5,520円加算 ◎令和7年4月1日現在	子ども子育て支援課 子育て給付係 ☎(3546)5350・5351
児童育成手当	18歳に達した後の3月31日までの児童を養育している方	児童1人につき 月額13,500円	
医療費助成	18歳に達した後の3月31日（児童が中度以上の障害を有する場合は20歳未満）までの児童を養育している方	保険診療の自己負担分の一部または全部を助成 ・住民税非課税世帯；自己負担なし ・住民税課税世帯：1割を自己負担	
休養ホーム 宿泊施設 日帰り施設 観劇・スポーツ観戦等利用助成	児童育成手当受給者および手当の支給対象児童（3歳未満の方は対象外）	区の指定した施設を利用する際の利用料金や、観劇・スポーツ観戦の入場券購入費用を助成	子ども子育て支援課 子ども子育て支援係 ☎(3546)5444
ホームヘルプサービス	中学生以下の児童がいる家庭	日常生活を営むのに著しく支障が生じたときに、ホームヘルパーを派遣 ◎所得により利用者負担金あり	
自立支援教育訓練給付金	19歳以下の児童を扶養している方（一定の要件を満たす場合）	就労促進のため、区が指定する教育訓練講座を受講する場合に、講座受講料などの60%相当額（上限・下限あり）を助成	子ども子育て支援課 相談支援担当 ☎(6278)8421
高等職業訓練促進給付金	19歳以下の児童を扶養している方（一定の要件を満たす場合）	就業に有利な資格取得（看護師や介護福祉士など）のため、一定期間以上養成機関で修業する場合に訓練促進給付金を支給	
養育費確保支援事業	離婚によりひとり親となる方が養育費を確実に受け取れるよう、養育費の確保に係る手続きに必要な費用の一部を補助		
相談	母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の自立に必要な相談や助言を行う 【日時】月曜日～金曜日（祝日および年末年始を除く午前8時30分～午後5時） 【場所】区役所6階子ども子育て支援課		

こどもの症状

受診の目安ナビ

をご利用ください

対 区内在住の15歳以下の子どもの保護者
内 ウェブ上で子どもの症状を入力すると受診の目安がわかります。急な体調不良やけがで病院に行くか迷った時に活用してください。

◎トライアル実施期間

12月31日まで

問 健康推進課管理係

☎(3541)5930

詳しくは

区問へ



使い方



子どものけがの状況や病気の症状について回答します



受診の目安を4段階でお知らせします



不安が残る場合には、看護師や医師に電話で相談できます

